

労働基準広報 2014 No.1811

3/1

CONTENTS

特集 労働政策審議会建議 ————— 6

「労働者派遣制度の改正について」の内容

すべての派遣事業を段階的に許可制に 26業務と業務単位の期間制限を撤廃

去る1月29日、労働政策審議会は労働者派遣制度の改正について建議した。建議は、①すべての労働者派遣事業を許可制とする、②26業務区分及び業務単位での期間制限を撤廃する、③個人単位の派遣可能期間を原則3年とする、④期間制限の上限に達する者に対する雇用安定措置を講じる、⑤均衡待遇の推進を図る——などを提案している。

(編集部)

●個別労働紛争解決実務マニュアル ————— 20

～弁護士&元監督官による対話式セミナー～
 <個別問題編 第20回/災害補償と安全配慮義務>
**労働契約に基づく付随義務として
 使用者は「安全配慮義務」を負う**
 (弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●労働局ジャーナル ————— 30

**首都圏4労働局合同の建設現場一斉監督
 697現場のうち半数以上で法令違反が**
 [埼玉労働局 千葉労働局 東京労働局 神奈川労働局]

●企業事例連載 「ポジティブ・オフ」で 企業価値の向上を① ————— 32

**ポジティブな休暇活用で
 社員の成長を促進**
 ～東京海上日動火災保険株式会社～
 (国土交通省 観光庁)

●NEWS ————— 1

(労政審・派遣制度の改正を田村厚労相に建議)登録型派遣・製造業務派遣は禁止せず/
 (25年の労働災害の速報値まとまる)死亡者数は前年同期比5.3%減少の955人/
 (財形持家融資の特例を4月から実施)中小企業勤労者の金利を当初5年間0.2%引下げ/ほか

●企業税務講座 ————— 34

第39回 退職にまつわる税務処理②
**「個人住民税」は前年の
 所得に課税される**
 (弁護士・橋森正樹)

●知っておくべき職場のルール⑦「男女同一賃金の原則」(編集部) — 38 ●連載 労働スクランブル⑩(労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料 平成25年賃金構造基本統計調査結果①～初任給～ — 42 ●わたしの監督雑感 福井・武生労働基準監督署長 西田吉治 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

社会保険 [今年2月と3月に出産の各社員]産前産後休業中の社保料免除は — 48 特定社労士・飯野正明
 労働基準法 [特別条項付き三六協定]特別延長時間は青天井か — 50 弁護士・山口毅
 労災保険法 [在宅勤務中の社員が自宅内において負傷]業務上災害となるか — 52 弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内